佐監公示第 ４ 号
２６．１１．２６

「対潜戦術訓練装置（ＳＡＴＴ－２）の維持整備役務」の契約希望者募集要項

「対潜戦術訓練装置（ＳＡＴＴ－２）の維持整備役務」の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
佐世保地方総監部経理部長

記

１　調達予定品目
対潜戦術訓練装置（ＳＡＴＴ－２）維持整備役務（別紙第１のとおり。）

２　調達予定時期
平成２７年度、平成２８年度

３　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
（５）平成２５・２６・２７年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者
（６）本整備役務等に必要な次の要件を有するか、契約締結時までに有することができる者
ア　本整備役務を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
イ　本整備役務に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制

を有すること。

（ア）一般管理：安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力

（イ）データ管理：各種データ収集、記録及び管理並びに官が要求する各種報告書作成に関する能力

（ウ）整備作業：各訓練装置の計画整備能力（１か月、３か月、６か月及び年間整備の別）及び計画外整備能力（不具合発生時の迅速な対処能力を含む。）

（エ）官に対する技術支援能力（使用者への助言等）

（７）当該機器に対して次のいずれかに該当するか、契約締結までに該当することができること。

ア　製造会社であるか、又は製造会社と技術提携を有していること。

イ　製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度、提供が受けられること。

（８）当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託する業務内容に応じて、本項（６）及び（７）の項目を満たすことを証明できること。

（９）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない時由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。

４　技術資料等の提出

（１）応募する者は、「参加表明書」（別紙第２のとおり。）及び次に掲げる資料（以下「技術資料等」という）を提出しなければならない。（ファイリング等の編綴不要）

ア　「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

イ　最新の当該役務と同等又は過去５年間の受注実績一覧表（実績がない場合は、省略可）

ウ　製造会社であるか、又は製造会社と技術提携を有していることを示す関係書類

エ　前項に規定する体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制、工程管理、品質保証、設備及び保全体制等）

オ　動員予定者名簿（担当業務、業務経験年数を明記、また、法（公）的資格を有する者については、資格名、資格取得年月日を記載する。）

カ　製造元が品質保証した純正部品、又は相当品が入手可能なことを証明する書類

キ　整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を保有している

か、又は必要の都度、提供を受けることができることを証明する書類

ク　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務内容を明記する。）及び前項（６）及び（７）を満たすことを確認できる書類等

ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。

（ア）同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、佐世保地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。

（イ）過去５年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（ウ）過去５年以内に提出した技術資料のうち、部分的に変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。

（エ）他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（２）複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

（３）提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒８５７－８５６７

長崎県佐世保市平瀬町１８番地

０９５６－２３－７１１１（内線３２５２）

（４）提出期間

平成２６年１１月２６日（水）～平成２７年1月３０日（金）

（５）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前８時１５分から午後５時までの正午から午後１時までを除く時間とする。

（６）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部

（７）新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

５　技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する佐世保海上訓練指導隊の担当者

から提出資料、その他技術審査に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

6　審査結果の通知

参加表明書及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

7　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア　窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ　時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前８時１５分から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（2）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。） 以内に書面により回答する。

（3）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。） 以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8　応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

（1）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（2）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

（3）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

（4）資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（5）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（6）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（7）応募を希望する者が、訓練装置の構成等の資料について開示を希望した場合、応募に必要と思われる範囲内で貸し出す。ただし、応募終了後速やかに

返却するものとする。
　なお、貸出に要する費用については、応募者負担とする。

別紙第１

調達予定品目

対象機器	整備等区分					製造会社
	１か月	３か月	６か月	１年	臨時修理	
対潜戦術訓練装置 （ＳＡＴＴ－２）	○	○	○	○	○	三菱重工業㈱

別紙第２

（記入例）

○○．○○．○○

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長　殿

○○○○株式会社
代表取締役社長○○○○　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

１　公示番号（日付）
　　佐監公示第　４号（２６．１１．２６）

２　調達予定品目
　　対潜戦術訓練装置（ＳＡＴＴ－２）の維持整備役務

対象機器	整備等区分					製造会社
	１か月	３か月	６か月	１年	臨時修理	
対潜戦術訓練装置（ＳＡＴＴ－２）	○	○	○	○	○	三菱重工業㈱

応募する区分のみに○を付す。

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　受注実績一覧表
　　３　○○○
　　４　○○○